

北海道がん対策基金助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北海道対がん協会北海道がん対策基金設置規程第3条第2項に基づき、公益財団法人北海道対がん協会会長（以下「会長」という。）が、北海道がん対策基金（以下、「基金」という。）の範囲内で、助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象事業及び対象事業者等)

第2条 この助成金の交付対象となる事業は次のとおりとする。なお、対象事業者、助成対象経費及び対象限度額等、詳細は別途定めるものとする。

- (1) がん検診受診促進事業
- (2) がん教育推進事業
- (3) がん患者等相談支援事業
- (4) がん情報提供事業
- (5) その他事業

2 上記の事業の実施にあたっては、国または道等の補助制度を優先させるものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 この助成金の交付を受けようとする者は、北海道がん対策基金助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を会長あて提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第4条 前条の規定による助成金の交付申請があったときは、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 申請のあった事業は、基金運営委員会細則による「審査・評価部会」において審査を行い、その結果を運営委員会に報告する。
- (2) 運営委員会は、助成対象の事業を決定し、会長に報告する。
- (3) 会長は、助成対象の事業について、助成金の交付決定を行い、北海道がん対策基金助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。また、助成対象とならなかった交付申請については、北海道がん対策基金助成金交付不採択通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第5条 助成金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 対象事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けなければならない。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けなければならない。
- (3) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業内容の変更承認)

第6条 助成金の交付決定を受けた者が、当該助成の対象となった事業の内容を変更しようとする場合（減額交付決定の場合を含む。）には、あらかじめ北海道がん対策基金助成事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(助成事業の中止又は廃止の承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた者が、当該助成の対象となった事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ北海道がん対策基金助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内または4月10日のいずれか早い日までに、北海道がん対策基金助成事業実績報告書(様式第6号)及び関係書類を会長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 前条の規定による実績報告を受けたときは、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 報告のあった事業は、審査・評価部会において審査を行い、その結果を運営委員会に報告する。
- (2) 運営委員会は、その審査結果を会長に報告する。
- (3) 会長は、その審査結果をもとに助成金の額の確定を行い、北海道がん対策基金助成金確定通知書(様式第7号)により対象事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 会長は、対象事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(助成金の交付決定の取り消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき
 - (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき
- (情報公開)

第12条 会長は、毎年度、基金による助成対象事業者及び事業内容等について、適切な方法により、道民に周知するものとする。

(要綱の改廃)

第13条 この要綱の改廃は理事会の決議による。

(補則)

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。